

社会資本整備審議会建築分科会第26回建築環境部会

令和7年10月10日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会を開会させていただきます。私は、事務局を務めさせていただきます国土交通省建築企画担当参事官の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席をいただき、ありがとうございます。本日の審議会は、対面、オンラインのハイブリッドでの開催とさせていただいております。議事は、議事録作成時の参考とするため、録画させていただきます。御了承をお願いいたします。

円滑な議事運営を行うに当たりまして、皆様にも幾つかお願いがございます。

1点目、御発言をされる際には、御発言前にお名前と御所属をおっしゃってください。本検討会の内容は議事録に収めさせていただきます。発言者と発言内容で誤りが生じないようにするために御協力をいただけますと幸いです。

2点目、オンラインで御参加の委員の方におかれましては、回線負荷を軽減するため、御発言される場合を除きましてビデオはオフにさせていただくとともに、御発言される方以外はマイクをミュートにしておいていただきますよう、よろしくお願いいたします。

3点目、本日の議事録は、後日、委員に御確認いただいた後、委員の氏名を伏せた形で、配布資料とともに国土交通省のホームページにて公開いたします。あらかじめ御了承いただければと思います。

続きまして、このたび新たに委員に御就任いただきました方がいらっしゃいますので、御紹介をさせていただきます。

新たに本部会の委員として、一般社団法人住宅生産団体連合会住宅性能向上委員会委員長の〇〇様に御就任をいただいております。

【〇〇専門委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 引き続き御参加いただく委員、臨時委員、専門委員の方々におかれましては、御紹介は委員名簿の配布をもって代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、定足数の確認でございますが、本日は、部会に所属する委員及び臨時委員1

0名のうち8名の御参加をいただいております、総数の3分の1以上の御出席をいただいております。社会資本審議会令第9条により本部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、臨時委員の〇〇委員、〇〇委員、専門委員の〇〇委員、〇〇委員におかれましては、所用のため御欠席との連絡をいただいております。また、〇〇委員におかれましては、遅れて御出席をいただく御予定となっております。

また、今回は、部会長の了承の下、委員以外の者として、公益社団法人日本建築家協会環境会議の〇〇様に御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますので、カメラ撮りについてはここまでとさせていただきます。

ここからの進行は部会長にお願いをさせていただきたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、〇〇でございます。私のほうで進行させていただきたいと思いません。

今日の議事につきましては、お配りの議事次第のとおりでございます。議事に先立ちまして、今日は国土交通省より〇〇審議官に御出席をいただいておりますので、御発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【〇〇審議官】 改めまして、住宅局で審議官をしております〇〇と申します。委員の皆様には、お忙しい中、本日御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より住宅建築行政につきまして多大なる御理解、御支援をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。座って失礼いたします。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けましては、住宅・建築物分野において、住宅・建築物の省エネ性能の向上、また、資材等の製造から運搬、施工、改修、解体に至るまでのライフサイクルを通じて排出されるライフサイクルカーボンの評価の実施の促進に向けた取組が重要だと考えております。

省エネ性能の向上につきましては、この部会で令和4年1月にとりまとめていただきました第三次報告を踏まえて改正された建築物省エネ法が本年4月から施行されております、全ての新築住宅・建築物について省エネ基準への適合が義務化されております。今後は、2030年度以降の新築住宅・建築物についてZEH・ZEB水準の省エネ性能が確保されることを目指しているところ、目標達成に向けましては新築の建築物の省エネ性能の一層の向上のためにどのような施策を講じるべきか、本日の部会で御議論いただければと考え

ております。

また、建築物の使用時だけでなく、ライフサイクルカーボン評価の実施を促進することにつきましては、本年４月に関係省庁連絡会議の基本構想を公表しておりまして、２０２８年度を目途に評価の実施を促す制度の開始を目指しております。今年の６月に政府として閣議決定いたしました骨太の方針におきましても、制度の構築に取り組むということを位置づけております。このため、国土交通省におきまして、学識経験者、事業者団体等から構成されます検討会でこれまで議論を進めていただいておりますが、先月、９月３０日に、ライフサイクルカーボンの評価の実施を促す措置等につきまして中間とりまとめ案を示していただきました。本日の部会では、こうした検討状況につきまして報告をさせていただくとともに、国内外の動向を踏まえ、建築物のライフサイクルカーボンの評価の実施を促進する制度はどうあるべきか、部会として御議論いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見をいただければ大変幸いだと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。今日は、「脱炭素社会の実現に向けた建築物のライフサイクルカーボン評価の促進及び省エネルギー性能の一層の向上について」というテーマで御議論いただくことになってございます。まずは資料２の「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第四次報告案）に向けた主な審議事項と議論の方向性」についてということで、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 国交省住宅局で課長補佐をしています〇〇と申します。よろしくお願いいたします。私のほうから、資料２を用いまして、少しお時間いただきまして御説明申し上げたいと思っております。

資料２の２ページですけれども、本日御審議いただく事項、（１）と（２）と書いていますが、ライフサイクルカーボンの評価を促進する制度についてと、２０３０年の省エネ基準の引上げに向けた新築建築物の省エネ性能の一層の向上という２点について御審議いただきたいと思っております。

まず、この後、３ページから２３ページまでは前提として直近の取組状況についての御紹介といたしまして、その後、ライフサイクルカーボンとそれから省エネ性能について個別に御説明申し上げたいと思っております。

４ページですけれども、住宅・建築物分野の省エネの必要性ということで、右側のほうに

2050年、それから2030年、2025年ということで目標とする取組というのを書いていますが、2025年については、この4月に全ての住宅・建築物について省エネ基準への適合を義務化したということでございまして、目下、次は2030年度に向けて、省エネ基準をZEH・ZEB水準に引き上げるといった目標に向かって頑張らなければいけないという状況になっております。

5ページ目ですけれども、法改正等の経緯ということで、昭和54年以降、約半世紀にわたって建築物の省エネ対策というのを頑張ってきたという形で経緯をまとめてございます。

最新の建築物省エネ法の概要ということで、次の6ページ目に法律の概要を付けているところでございます。

7ページですが、もう少しざっくりと今後のスケジュールをまとめたものになってございます。「現在」と書いているとおり、全面義務化が今年の4月に施行された後、右側の2030年の目標に向けて頑張っていかなければいけないという状況になっております。

次、8ページから4枚にわたっては、この建築環境部会で令和4年1月にとりまとめたいただいた第三次報告、これにつきまして、現行の対応状況というのをまとめさせていただいております。

8ページの(1)ですけれども、まず、新築建築物における省エネ基準への適合の確保といったことで、スライドの下の方に黄色で塗っている部分があります。対応状況ということで書いておりますが、省エネ基準の全面義務付けと、それに向けて、本日も資料を付けていますが、全国で実務講習会を行ったり、サポート体制を構築するといった取組を行っております。あるいは、融資ですとか税制補助の中で先行的に基準適合を要件化するといった取組を行ってまいりました。

9ページですけれども、省エネ基準の段階的な引上げを見据えたより高い省エネ性能の確保として、こちらについても下の対応状況というところですが、現在、建築物省エネ法に基づく誘導基準、それからエコまち法の低炭素認定基準では、ZEH・ZEB基準の水準を基準としております。それから、住宅性能表示制度でも断熱等級については省エネ基準を上回る等級5・6・7を既に設定しているところですし、住宅トップランナー制度にも分譲マンションを追加しているという状況でございます。それから、今年の2月に、建売戸建、注文戸建、賃貸アパートについては、住宅トップランナー基準を既に引き上げております。それから、省エネ性能の表示制度ということで省エネ性能ラベルを設定して、現状、かなりたくさんラベルを掲載いただいているという状況になっております。他方、9ページの

赤字の部分で書いていますけれども、いわゆるWEBプログラムの未評価技術ということで行きますと、令和5年9月にガイドラインを公表してはいますけれども、これを活用して大臣認定、これは省エネ基準適合のときに特殊な構造・設備であるということを認定する仕組みでございますが、実績がゼロ件ということで、赤字にしておりますけれども、ちょっとてこ入れが必要なんじゃないかと考えているところでございます。

10ページですが、既存建築ストックの省エネ化等ということで、既存対策の状況でございます。これも対応状況のところに書いていますが、この後も資料を付けておりますけれども、部分的な省エネ改修の促進ということで事例集やパンフレットを出しているとか、あるいは住宅金融支援機構で省エネリフォーム融資制度を創設する、あるいは補助制度で支援していくといったことをやっていますし、先ほどのラベルについては、一番下のところですが、省エネ部位ラベルというものも設定しまして、既存のものでも表示が使いやすくなるような取組を行っているところでです。

それから、11ページ(4)ですが、再エネの関係でございます。令和4年の建築物省エネ法改正で再エネ促進区域制度というのが創設されましたが、これについてガイドラインを作って周知をいたしまして、既に9市町村で導入済みという状況でございます。それから、11ページの一番下のところですが、こちら住宅トップランナー制度の中で、建売戸建、注文戸建についての太陽光パネルの設置率の目標値を基準に追加しております。この部会の下に設置されております省エネ基準小委でも昨年御審議いただいて、今年の2月に公布され4月から施行している太陽光パネルの基準になってございます。

12ページと13ページは、その後、今年になってから様々な閣議決定文書の中で、12ページについてはZEH/ZEBに関する記載、13ページについてはライフサイクルカーボンに関する記載というのがありますので、そちらをまとめたものでございます。

1点、12ページの赤字にしている部分ですけれども、今年のエネルギー基本計画ですとか、あるいはGX2040ビジョンで、ZEH水準を超えたより高い省エネ性能の住宅について、補助と併せて、供給を促すような枠組みを創設するといったことも打ち出しておりますので、これについては、どうやって対応するかということは今決まっていない状況ですが、検討が必要ではないかということで赤字にしております。

13ページについては、ライフサイクルカーボンということになってございます。

14ページ以降、建築物LCAの最近の取組状況ということでまとめておりますが、14ページの真ん中にありますゼロカーボンビル推進会議という会議体で2022年の12月

から議論をしていただいて、産官学連携で、計算・算定のツールということでJ-CATと
いうのを公表する等の取組を行っていただいております。その後、14ページの右側です
が、昨年の11月に関係省庁連絡会議という会議体を政府で設けまして、議論を行ったとい
う状況でございます。

15ページに基本構想ということでまとめておりますが、15ページの右側の緑の部分
に、2028年度を目途にLCAの実施を促す制度の開始を目指すということで一定打ち
出しているところでございます。

とはいえ、どういった具体的な制度にするのかということは何も決まっていない状況で
したので、17ページ以降に付けていますが、建築物LCA制度検討会というのを立ち上げ
まして、この建築環境部会の委員でもございます〇〇先生に座長を務めていただきまして、
今年の6月から9月まで集中的に6回にわたって御議論いただいたところでございます。

18ページに名簿を付けていますけれども、かなり多数の委員の方々と、それから60を
超える団体にオブザーバーとして御参加いただき議論を進めてまいりまして、9月30日
の第6回で中間とりまとめ案についてご議論いただいております。

19・20ページに、この制度検討会でまとめた案についてお示ししています。

19ページの真ん中ですがけれども、(1)から(6)まで、現状と課題と、それに対応し
た早急に講ずべき施策の方向性をまとめております。特に現状と課題というところの(1)
ですけれども、様々なステークホルダー間の役割の明確化が必要ではないかといったこと
ですとか、あるいは(2)ですけれども、今、算定ツールというのはたくさんありますけれ
ども、国において統一的なライフサイクルカーボンの算定ルールといったものはございま
せんので、そういったものが必要なんじゃないかといった論点。それから、(3)と(4)
が特に大きなものですけれども、(3)ライフサイクルカーボンの評価の実施を促す措置と
いうことで、19ページの(3)の右側にちょっと書いていますけれども、例えば2,00
0㎡以上の非住宅建築物について、新築・増改築のときに設計者がライフサイクルカーボン
の算定結果を建築主に対して説明するような仕組みですとか、それから、5,000㎡以上
の事務所、つまりオフィスビルについては、新築・増改築のときにライフサイクルカーボン
の算定結果を建築主が国等に届け出る、そういった仕組みを検討すべきといったことを御
議論いただきました。また、国の庁舎等においては先行的にライフサイクルカーボンの評価
を行うべきといったことをまとめております。それから(4)ですけれども、評価結果の表
示を促す措置ということで、先ほどのような届出や説明といったある意味規制的なもので

はなくて、第三者が評価して結果を表示するような、そういった第三者評価・表示制度も創設すべきじゃないかといったことを書いております。建築物単位で何らかを表示をするということだと、先ほど少し申し上げましたような省エネラベルですとか、あるいはBELSというのがありますけれども、そういった省エネについての表示も念頭に、ライフサイクルカーボンで建物単位で表示をする、そのために第三者評価を行うような機関をつくる。表示義務とか開示義務といったものではありませんけれども、促進策としてのそういった表示制度というのにも要るのではないかということをもとめております。それから（５）ですけれども、建物単位で評価する前に、やはり建材・設備の単位でCO₂排出量原単位、建材・設備の単位でどのぐらいCO₂が出ているかということを表示していただかないと、建物サイドとしては計算が難しいということになりますので、そういった建材・設備における表示ルールというのにも策定すべきではないか、こういったことをまとめていただきました。

それから、20ページですけれども、今回、中間とりまとめ案と併せて、まずはライフサイクルカーボンの算定、それから評価を促していくことは必要なのですが、最終的には削減に向けてどういうふうに取り組んでいくのかということをもとめるべきじゃないかということで、20ページのようなロードマップをまとめていただきました。先ほど19ページで申し上げたような措置はあくまで第1ステップとして2028のところに書いていますが、その後2030年代以降、第2ステップ、第3ステップとして削減に向けた取組を強化していくということを書いております。特に第2ステップの下に書いておりますが、2028年度の制度開始後3年以内を目途に第2ステップについての検討を開始する。具体的には、制度開始後おおむね5年以内に届出の対象を拡充するといったことを記載しています。例えば5,000㎡以上の事務所と申し上げましたが、対象となる用途ですとか、あるいは規模についても5,000㎡から引き下げるとか、そういったことがあり得るかなと思っていますが、そういった対象の拡充についても第2ステップで行うということで打ち出しております。

21ページについては、今回、2028年度にまずファーストステップとして行う措置を図でまとめたものでございまして、届出と説明と評価制度ということで図で表現しているところでございます。

22ページは、説明、届出といったときにどの程度のボリューム感になるかということをもCO₂と棟数で表現したグラフで、御参考でございます。

23ページについては、どのような設計上の工夫でライフサイクルカーボンを削減でき

るかといったことをまとめたものでございます。

24ページ以降、改めてライフサイクルカーボンについての資料ということで付けております。

25ページですが、議論の方向性ということで、この建築環境部会において改めて今回、ライフサイクルカーボンの評価を促す制度について御議論いただく論点をまとめているところでございます。背景・課題を書いています、1ポツ目です。我が国のCO₂排出量の約4割を占める建築物分野について一刻も早い脱炭素化対策が求められているという状況にございます。他方、国際的なイニシアチブにおいては、ライフサイクルカーボン削減の措置が求められていて、この後御紹介いたしますが、EUでも2028年から一定、算定・報告義務というのを始めるということを予定しているようです。それから、サステナビリティ情報開示の流れでも、大企業に対してはスコープ3開示を求めるといった方向で検討が進められている状況です。4ポツ目は国内の取組状況ということです。これを踏まえて、25ページの青い部分ですけれども、建築物のライフサイクルカーボン評価を促進する制度はどうあるべきかということで、特にライフサイクルカーボンの削減に当たってのステークホルダーの役割はどうあるべきか。それから、評価に係るルール策定に当たって留意すべき点はどのようなものか。3ポツ目ですけれども、評価の実施を促す措置や表示を促す措置についてどうあるべきか。それから、建材・設備のCO₂排出量原単位の整備はどう進めるべきか。最後のポツですけれども、評価を促進するための環境整備はどうあるべきかといったことで論点を書いております。

26ページ以降は、改めてになりますが、ライフサイクルカーボンについての基本的な資料をまとめてございますので、簡単に触れることにしたいと思います。

26ページはライフサイクルカーボンの概念をまとめたものでございまして、左下の図のように、オペレーショナルカーボンとエンボディドカーボンから成るということで書いております。

27ページは、そのライフサイクルカーボン、特にアップフロントカーボンを算定するときのイメージを図にしているものでございます。

28ページですけれども、ライフサイクルカーボンの評価の目的ということで、28ページの上のところにあります脱炭素といったことだけではなくて、例えばサーキュラーエコノミーですとか資源効率性の向上、あるいは低炭素の技術・製品のイノベーションの促進ですとか海外展開の促進といった様々な効果が期待されるといったことをまとめております。

29 ページは、関係するステークホルダーを 1 枚にまとめたものでございます。

30 ページは、先ほどのゼロカーボンビル推進会議で昨年の秋に公表いただきました J-CAT というツールにおいて、どのように算定結果が表示されるかといったようなことをまとめたペーパーでございます。

31 ページですが、プロジェクトの工程に応じてこういったライフサイクルカーボンの算定があるかといったことをまとめたものでございます。

それから、32 ページですが、こちらは建物のライフサイクルカーボンを計算するときに、アップフロントカーボンについて、数万点、数十万点から成る建材・設備についての排出量原単位というのを積算することになりますけれども、そのイメージをまとめたものでございまして、32 ページの真ん中の赤い四角で囲っている部分、このデータが建築サイドとしては必要になってくるわけですが、その前段として緑の部分、様々な中間製品、素材・原料のデータも必要になってくるということで、いかに CO₂ 排出量原単位の整備が大変かということを表したものでございます。

33 ページは、先ほど約 4 割と申し上げましたが、その内訳を推計したものでございます。

34 ページですけれども、国際的な動向ということで、真ん中の部分、赤い四角にしていますが、2028 年から 1,000 m² を超える建物についてはライフサイクルカーボンの算定・開示を求めるといった EU 指令、これが昨年の 4 月に出ているということでございまして、その後、2030 年には規模を問わず全ての建物についてライフサイクルカーボンの算定・開示を EU としては求めていくという状況になってございます。既に、下の表にありますように、デンマークですとかオランダ、フランスのような一部の国の中には、上限値規制ということで、着工規制にひもづくような規制を行っていたりするところもあるという状況です。

35 ページですけれども、サステナビリティ情報の開示についてもう少し詳しくまとめたものでございます。今、金融庁のほうでワーキンググループにて議論していると聞いておりますが、遅くとも 2028 年 3 月期から、時価総額 3 兆円以上のプライム上場企業については、スコープ 3 を含めたサステナビリティ情報を有価証券報告書に記載して開示することを求めていくといった案が検討されておりまして、特に不動産ディベロッパーあるいはゼネコンといった建築に関わる企業についてもこの対象になってくるという状況でございます。

36 ページについては、なるべく設計の段階、プロジェクトの初期段階のほうで削減に向

けて取り組みやすいのではないかといいたことで書いております。こういったことも念頭に、LCA制度検討会の中では、先ほど申し上げました説明や届出については着工前の設計の段階で行っていただくのが良いのではないかといいた御議論をいただいていたところでございます。

37ページですけれども、民間の建築物に先行して官庁施設においてもライフサイクルカーボン評価に向けて取り組んでいくということで、37ページの下のほうに書いていますが、環境保全性基準というのを国交省の官庁営繕部が所管しておりますけれども、それを改定して、国が建てる建物について2027年度からライフサイクルカーボンの算定を求めていくといった議論をしている状況でございます。

38ページ、39ページは地方公共団体における取組ということで、38ページは、東京都において建築物環境計画書制度の中で今年の4月からアップフロントカーボンの記載ができるといった形になっておりますので、それをまとめたものでございます。39ページのほうは、地球温暖化対策推進法に基づいて地方実行計画を地公体で作ることになっていますが、その中で、政府実行計画を見て、建築物LCAについてもしっかり取り組んでいくといったことを促していくというものでございます。

40ページから41ページについては補助事業の状況でございまして、2028年度まで何もやらないといったことではなくて、既に昨年度の補正予算、それから今年の当初予算で建築GX・DX推進事業といった予算を確保し、ライフサイクルカーボンを算定するプロジェクトについて、その算定費を補助しております。

40ページの赤い四角で囲っている部分でございすけれども、算定に要する費用を650万円を限度に補助しているという状況でございます。

41ページは、先導事業ということで、リーディングプロジェクトについて補助を行っているものでございます。

42ページ以降は省エネのパートになっております。

43ページですけれども、改めて省エネについて今回御議論いただく際の論点をまとめております。43ページの黄色の部分ですけれども、1ポツ目のところですが、全面義務化の後、遅くとも2030年までに基準を引き上げるというのを目指している中で、2ポツ目ですけれども、令和5年度時点でZEH水準については適合率46%、ZEB水準については適合率37%という状況です。他方、より高い省エネ性能を達成するということになりますと、今WEBプログラムの中で評価されていない技術というのを評価することが必要で

あるといった御指摘もございます。議論の方向性ということで、青い部分でまとめていますけれども、より高い省エネ性能を有する建物の新築を促すために、これまで、住宅トップランナー制度、それから性能向上計画認定制度ですとか、そういったものも活用しながら頑張ってきたところ、今後の省エネ基準の引上げを見据えた取組はどうあるべきかといったことを御議論いただきたいと思います。それから、43ページの議論の方向性、2ポツ目ですけれども、特にWEBプログラムの未評価技術については、建築物への導入がしやすい環境を整備するための取組はどうあるべきか。最後のポツですけれども、体制の整備ということで、円滑な施行を確保するための取組はどうあるべきか、設計者・施工者へのサポートの観点から御議論いただきたいと思います。しております。

44ページ以降、今の論点に関する資料をまとめております。

44ページですが、現状の最新データでございまして、真ん中のほう、ZEH・ZEB水準の省エネ性能への適合率ということで、住宅と非住宅についてまとめております。

45ページですけれども、特に非住宅については、省エネ基準からZEB水準ということになりますと、かなりジャンプアップが必要ですので、段階的に引上げを行っていくということで、そのイメージをまとめたものでございます。

46ページに具体的な数字を入れたものを書いておりますが、46ページの赤い部分、「現在」と書いていますが、実は昨年4月に大規模非住宅については基準を中間レベルまで引き上げておりまして、用途に応じてBEIが0.75から0.85という状況になってございます。来年の4月からは、中規模以上、300㎡以上の非住宅について、同じように用途に応じて0.75から0.85に引き上げるといったことを予定しております。最終的には、遅くとも2030年度という一番右の表ですけれども、用途次第で0.6か0.7を求めていくという状況になってございます。

47ページですが、未評価技術ということでまとめております。もともと47ページの左側の表にありますイラスト付きの15の項目というのがありましたが、今年の2月に空衛学会でさらに8つの項目を追加いただいております。今、合計で23項目となっております。一部WEBプログラムの評価に入ってきているようなものもございすけれども、基本的には23項目あるということで、こういった技術についてどういうふうに受け止めていくべきかといったことを御審議いただきたいと思います。しております。

48ページですが、冒頭申し上げました現行の省エネ基準適合の大臣認定のものを書いております。48ページの真ん中のほうに省エネ基準適合に関して特殊な構造・設備の採

用ありと記載がありまして、この部分のルートは今回、実績ゼロということで御説明をしております。

他方、Z E B水準あるいはZ E H水準であるということを認定する仕組みというのがございまして、49ページですけれども、性能向上計画認定という仕組みがあります。これは所管行政庁で、住宅についてはZ E H水準、建築物についてはZ E B水準であるということを確認して、その場合に、一部の対象となる設備についての容積率の特例が受けられるといった仕組みです。ただこれも、49ページの右側に表を付けていますが、実績については、非住宅で伸び悩んでいる部分があるという状況でございます。

それから、住宅についてですけれども、50ページ、51ページで住宅トップランナー制度についてまとめております。冒頭申し上げてしまいましたが、50ページの右下の青い部分の表、これが今年の4月から施行した引上げ後のトップランナー基準となっております。建売、注文、賃貸、分譲と各々の行で表現しておりますが、外皮については等級5相当、一次エネについてはB E I = 0.8前後ということで、おおむねZ E H水準にはなっているところでございまして、それに加えて、戸建住宅については太陽光発電設備の設置率として、建売戸建については37.5%、注文戸建については87.5%ということで、2027年度を目標に設定しているという状況でございます。

51ページは住宅トップランナー制度のイメージということで、現状、おおむね、建売、注文、賃貸、分譲と各々の区分の中で大体市場の半分ぐらいを占めるようなボリュームをカバーできるように戸数を決めて、トップランナー事業者として努力義務をかけている仕組みになっておりまして、そのトップランナーが市場全体を引き上げていくというようなイメージを描いたものでございますが、こういった住宅トップランナー制度について今後どうしていくべきかといったことも御議論いただきたいと思います。と思っております。

52ページ以降は、今回、新築について2030年までの引上げに向けてどうすべきかということを御議論いただきたいと思います。と思っておりますが、御参考として、既存についてどういった対策を行っているかということをもとめたものでございます。

52ページです。省エネラベルということで、これは既存についても使えるラベルですが、省エネ性能、それから断熱性能について、このようなラベルで表示するといった仕組みがございまして。

53ページですが、なかなか既存のものと建築物全体あるいは住宅全体の省エネ性能が分からないものも多いですので、53ページにあるように、部位で性能を表示するとい

ったラベルも昨年の11月から運用を開始しているところでございます。例えば、53ページにありますように、窓について改修をして、複層のLow-Eガラスを入れてPRするですとか、あるいは給湯器だけ入れ替えてハイブリッドにしていますとか、そういったことを部位で表示できるようなラベルというの運用開始している状況でございます。

一方、既存については、これだけで十分かと言われると、なかなか、そうではないと思っていますので、54・55ページに示していますが、既存建築物の省エネ性能表示の技術検討ワーキングということで、既存について、当面、非住宅の実績値表示というのを中心に現在検討している状況です。

昨年度2回開催して、55ページにあるように、当面の取組ということで、まずはエネルギー消費量の実績値の算定・表示方法を確立するといったことを目指して取り組んでいるところでございます。

56ページですけれども、部分断熱改修の周知・普及ということで、特に住宅については、なかなか1棟全部改修するというのは難しい面がありますので、一部屋とか、あるいは部分的に断熱改修するといったことについて、このようなリーフレットや、事業者向けの事例集を出している状況でございます。

あわせて、57ページにあるように、補助事業で省エネ改修を促進していると状況です。

それから、58ページですけれども、説明会等の開催状況ということで、今年4月に施行された改正建築物省エネ法の施行に向けて、この2年近く様々な体制整備の取組を行ってまいりました。今年4月以降、省エネについては今のところ全国的には何とか回っているのかなという状況ですけれども、こういった体制整備については、今回、省エネ基準適合が始まるということでもかなり大々的にやってまいりましたけれども、この後、2030年までの引上げに向けても、どのように体制を構築していくかということが一つの論点なのかなと思っています。当然、審査側の体制ということもございしますし、今回も施行に向けて住宅供給事業者をはじめとして事業者の方々に御協力いただきましたけれども、そういった設計側、建築側での取組というのでも重要なのかなと思っています。

59・60ページは御参考となっております。

お時間いただいてしまいましたけれども、私のほうからは一旦、以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明に対して、今日御欠席の〇〇専門委員から資料を頂いているんですね。御意見をいただいているということで、それが資料の4ということのようでございます。

これについても事務局から御説明いただけますでしょうか。

【事務局】 国土交通省住宅局課長補佐の〇〇と申します。こちら、資料4につきまして発言させていただきます。

〇〇委員から頂きました意見書ですが、国土交通省におきましても省エネ適合性判定の申請のデータの分析を行っておりまして、御意見のとおり、2023年度におきましては、2030年度の達成目標としているBEIに対する達成率は、低調なものになっていることは確認しております。目標達成に向けまして国土交通省では、建物用途ごとの課題の分析を行うとともに、令和5年9月には、特殊の構造又は設備を用いる非住宅建築物のエネルギー消費性能の算定方法に関するガイドラインの公表、また今年度より建築基準整備促進事業におきまして、学識経験者や実務者の方々にお集まりいただき、現在評価されていない省エネ技術の評価の拡大をすべく検討を進めております。引き続き、市場に供給される住宅・建築物の省エネ性能、また高性能建材・設備の一般化の状況など、各般の取組の進捗状況をしっかりとフォローアップしつつ、目標達成に向けて必要な対策を講じてまいります。

発言は以上になります。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、ここからいよいよ議論に入りたいということでございますけれども、今日は御出席の委員の皆様全員から御発言をお願いしたいということのようでございます。ただ、人数が多いので、御想像のとおり、かなりタイトでございます。よろしく御協力のほどお願いをしたいと思います。御発言に当たりましては、各委員、お名前をおっしゃっていただいて、該当する資料とかページ番号をお示しいただければありがたいと思っております。名簿順に5つのグループに分けて、順次こちらから指名させていただくというふうにさせていただきます。〇〇委員はもうお入りなんですよ、たしか。質問等につきましては事務局等からそれぞれまとめて回答させていただくということで、お一人3分。すみません、お一人3分でございます。よろしく御協力のほどお願いをいたしたいと思います。第1グループは〇〇委員、〇〇部会長代理、〇〇委員、それから第2グループは〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、第3グループは〇〇様、それから〇〇委員、それから〇〇委員、〇〇委員、第4グループは〇〇委員、それから〇〇委員、それから〇〇委員、〇〇委員、第5グループは〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員と、こういう順番で指名させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。くどいようですが、3分でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに第1グループの〇〇委員、〇〇部会長代理、〇〇委員の順で御発言

をいただきたいと思います。まず、〇〇委員からお願いできますでしょうか。おられるのかな。〇〇委員はどこにおられた？ ウェブですね。

【〇〇委員】 今、〇〇をお呼びでしょうか。

【部会長】 はい。〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇委員】 すみません、ちょっと聞き取りにくく。ありがとうございます。今日、大きく2つの議題を出していただいていると思います。

建築物のライフサイクルカーボンの評価を促進する制度については、それこそ〇〇先生の下で検討会に参加させていただきました。今回、中間の取りまとめ、国交省さん、事務局、様々な意見ある中でまとめていただいたと思います。本日、資料にも、それから冒頭の御挨拶にもありましたけれども、建築物のライフサイクルに由来する二酸化炭素の温室効果ガスの排出量が占める割合がやはり大きいということを考えたときに、気候変動対策としても重要ですし、同時に、こうしたライフサイクルカーボンをどういうふうに評価し低減していくかということが、資本市場や、あるいは不動産そのものの評価、あるいは事業者への評価に影響を及ぼすものと考えております。その意味で、今回御検討いただいて作成した中間とりまとめを基に、さらに議論が進むことを期待しております。その上で、建築物の設計段階から、発注されるオーナーあるいは設計者がしっかり選択肢を評価し比較されるようなデータの整備、あるいはそうした能力構築が非常に重要だと考えております。その意味で、今回、中間とりまとめではありますけれども、具体的な施策の検討を進めていく必要があると思います。

2点目でありますけれども、30年ZEB・ZEH水準の目標達成に向けた省エネ性能の一層の向上についてであります。大変多彩な検討作業について感謝をしたいと思います。その上で、建築物の省エネ性能の一層の向上がやはりエネルギーコストの低減、あるいは暑熱一つを取っても、健康あるいは快適な居住・職場環境の実現、あるいはレジリエンスの強化につながることを考えますと、現在の、スライド44に、資料2にあったかと思いますが、このZEB・ZEH水準適合率をいかに引き上げていくということが非常に重要な課題だと思います。国民にとって非常に大きなメリットがあるということです。未利用技術の追加については方向性として異論はございませんけれども、改めて、今後、検討の中で全体を見たときに、この30年ZEB・ZEH水準の省エネ性能の実現のための課題というのは何なのか、さらには、既築建築物の検討もしていただいていると理解していますが、50年のストック全体のカーボンゼロに向けた課題が何なのかということについて一度課題の洗い

出しというのもこの機会にお願いをできればと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、〇〇部会長代理からお願いいたします。

【〇〇部会長代理】 ありがとうございます。第三次のエネルギー対策の在り方から四次になって、CO₂の概念が入ったということが極めて新しいと思います。しかしながら、我が国、エネルギー自給率15%程度しかありませんので、省エネはやはり第一としてCO₂を削減していくという枠組みは守っていく必要があるのではないかと。そういう意味で、建築物省エネ法が2015年に省エネ法から分かれましたが、省エネ法のほうが変わって、非化石エネルギーの利用、それから需要の最適化というような概念がまだ、建築物省エネ法側に入っていないので、やはりこれはしっかり入れていかないといけない。余剰再エネを使うというような、そういう概念が要るのではないかと。

それから、2030年レベルの省エネ達成に関しては、日建連が資料を出されていますけど、極めて大変なところがあるなと思います。それを、未評価技術の評価するだけでよいのかという気もします。運用のエネルギー削減というのは極めて重要なので、未評価を入れるということに加えて、実績をしっかりと見ながら、運用をやはりちゃんと評価してあげる必要があるのではないかと思います。

それから、CO₂については、5,000平米のところをまずは報告してもらおうと。これ、200棟ぐらいしかありませんので、これについては賛同いたします。これでデータを集めることが重要です。ただ、耐震等級が違うとか基礎が違うとか、様々な条件が違うので、そういうもので、弱い建物でいいみたいなことにならないようにデータをそろえていただければと。事務所については複合建物が入ると理解していますけれども、ちょっと事務所としか書いていないので、どうされるのか伺いたい。

23ページに「サステナブルエネルギー」の利用という言葉が出てくるんですけど、多分、省エネ法上、サステナブルエネルギーという定義を国は行っていないはずなので、ちょっとこれ、どういう定義で使われているかというのを伺いたい。

それから、特にCO₂に関しては、ホールライフカーボンに関しては、ステークホルダーのメリットをやはり説明していかないと、みんなやってくださらないので、ここをどうやっていくかというのが課題だと思います。

よくこの短い時間にここまでまとめていただいて、大変敬服をしております。ぜひ前に進むことを期待しております。以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それは、続きまして、〇〇臨時委員からお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 よろしくお願いします。ありがとうございました。大変短時間に分かりやすくまとめていただきました。建築物のライフサイクルカーボン評価を促進する制度ともう一つのZEB・ZEH2030年の目標達成に向けた課題と、2つの事項がございますので、分けてお話ししたいと思います。

まず初めのライフサイクルカーボン評価を促進する制度についてです。2028年のLCCO2評価・届出の第1ステップに向けて、算定ルール、そしてデータ整備をすることは極めて重要と思っております。建築物のLCA制度の検討会でも発言させていただきましたが、建築設備については、多数の複数素材の組合せによるアセンブリーで構成されているため、データ整備には労力がかかりますが、業界あるいは大学も含めて、研究機関が連携してこれを進めることを期待しております。

それと冷媒対策についてです。オゾン層破壊防止の観点での対策はHFC化によって解決されていますが、温室効果ガスとしてのキガリ改正に従った段階的な削減が必要となっていますので、冷媒漏えいの現状把握と影響評価、対策検討を継続的に進めていただきたいと思います。

ZEB・ZEH水準の目標達成に向けた件につきまして、これまで国土交通省の主導で住宅のトップランナー制度をはじめとする様々な措置が講じられてきたことは大変よいことと思っております。それと、WEBプログラムの未評価技術については、秋元が会長を務める空気調和・衛生工学会がその種類を示しています。現在、国土交通省の建築基準整備促進事業の未評価技術拡張検討委員会でその様々な検討を始めるアクションがスタートしておりますので、この大臣認定などが可能となる的確な評価の仕組みを構築することを一丸となって進めさせていただきたいと考えております。

さらに、ZEB・ZEHは定義としてオペレーショナルなエネルギー消費性能にフォーカスを当てております。今後は、ホールライフカーボンの評価といかに結びつけていくかを検討していくことも必要と思っております。それによって、消費者がよい住宅・建築物を選んでいくことにつながることを考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、今、事務局のほうから、2つほど〇〇先生から御質問ございましたけど、答えられるところがあれば答えていただきますか。

【事務局】 ありがとうございます。

まず、〇〇委員からいただきましたように、具体的な施策に結びつくようにLCAについては頑張っていきたいと思っています。

それから、2050年に向けて、現状の課題の洗い出しというのも検討したいと思っています。

〇〇委員からございましたが、まず、省エネについては非化石転換とDR、あるいは2030年までの引上げに向けて、未評価技術以外に現行のWEBプログラムでどんなことができるかといったことについても何ができるかしっかり考えていきたいと思っています。

あと、LCAですけれども、複合建築物については今のところ、複合建築物のうち事務所用途になっている部分については最低限届け出いただくのがいいのかなと思っていますが、もちろん、躯体を含めて1棟全体で計算するというのが自然な場合もありますので、その場合はあえて切り出さずに、1棟の単位で届け出いただくというのでも許容するほうがいいのかなと考えてございます。

メリットの説明については、おっしゃるように、省エネのようにコベネフィットというのはなかなか無いというのが悩みですので、そこは表示制度なんかもどうやって広げていくかということと併せて、補助制度などを含めて何ができるかというのを考えていきたいと思っています。

サステナエネルギーについては、基本的には再エネですけれども、ちょっと表現についてはサステナというふうになっておりました。

〇〇先生からいただきましたが、今回、おっしゃるように、ZEBとZEH、省エネでやってきたことが、ライフサイクルカーボンということだとその中にオペレーショナルカーボンというのももちろん入りますので、そのオペレーショナルカーボンの評価を従来の省エネの評価とどう連動させていくかということについては今後の課題かなと思っていますので、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

以上でございます。

【部会長】 よろしいですか。どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、続いて第2グループということで、ベルトコンベヤー

的で大変恐縮なんですけれども、〇〇委員、それから〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いしたいと思います。まずは〇〇先生からお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 〇〇でございます。

資料2の19ページの一番右下、「産官学が連携して人材育成、体制整備を実施」ということに関してのみ意見を言わせていただきます。検討会の席上でもこの議論、委員からも出ましたし、私からも発言いたしました。ライフサイクルカーボンの算定をできる、当面は建築士の方あるいは建築設備士の方、あるいは構造設計の方、その準備がこれからだと思いますが、2028年制度施行となりますと、それを急ピッチでフォローしていかないと、報告義務も、それからあと建築主への説明義務もうまくいかないだろうということで、そこら辺もぜひ国土交通省において、まずは教育に対しての補助みたいな話とか、それからあと、どういうレベルの資格にするか、民間レベルの資格なのか、あるいは国家資格なのかといったあたりも早めに検討を開始していただけないかなと思います。

あと、長期的といいますか、中長期で考えますと、建築を学ぶ学生への、大学あるいは専門学校からの教育をスタートさせるということも重要かと思います。現状、建築のカリキュラムの中でライフサイクルアセスメントの科目について、ほとんどの大学でなされていないと思いますので、そういう意味では、大学等の教育のプログラム、授業のほうについても何らか国土交通省から助言をいただくとかいうようなことが必要かなと思います。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございます。

では、続きまして、〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 〇〇です。

私は、今後こういった非常に省エネの性能を有したビルができたときに、そこに入る企業さんがやはり、このビルだからうちは入りましたということを有価証券報告書等に記載して、そこが評価され ESG 投資につながるなどの社会にならないといけないんじゃないかなと思います。そういうことも、企業として理念があってこういう建物に入っている、選んだんですということをもっと社会に発信していくと同時に、それが評価されていかなければいけないと思いますので、その辺がすごく重要かなと思います。

それと、43ページの一番下にあるように、設計者・施工者へのサポートとありますが、これが本当に重要ではないかなと思います。全体的にレベルを上げていくには、やはり漏れないように、その辺りをより強化していく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇臨時委員からお願いいたします。

【〇〇臨時委員】 住環境計画研究所の〇〇です。御説明ありがとうございました。中間とりまとめのほうも確認いたしまして、多くの関係者の方々の御意見をまとめていただき、私のほうで今後の取組というのがよく理解できました。ありがとうございます。幾つかコメントと1点質問になります。

まずは、国内外の動向を踏まえて、今回、削減に向けた制度を構築するというのをスピード感を持って実現していくという取組については賛同いたします。これまでステップ・バイ・ステップという日本流のやり方ということで政策を実施されてこられた経緯もありますので、この政策の進め方を踏襲されるということで、今回の御提案の内容については異論ありません。

そのステップ・バイ・ステップで進めていく際の一つとして、住宅のほうでもありましたが、説明義務制度というのを今回取り入れられるということで、19ページのほうだと思いますけど、建築主が不要と判断した場合を除きと、注書きを見受けまして、2030年に降にどういうふうに対象を拡大していくかはまだ分からないですが、こういった建築主のマインドを変えると、そのための環境整備というのは大事だと思いますので、また、これがそれ以降のステップを早めていくという点でも重要だと思います。その点では、ステークホルダーの役割というのはここにも係っているのかなと思いました。

その点で質問なんですけど、KPI、政策指標ですね。KPIが書かれていまして、LCCO₂の評価の実施件数というのがあったんですけど、ここが2,000平米以上の説明を行った件数なども含まれるのかというのを伺いたく、それは規模を拡大していくという意味で今後の一つの検討の材料になるんじゃないかなと思ひまして確認です。

次に、先ほど〇〇先生おっしゃられていましたけど、冷媒の点です。冷媒の漏えい、回収というのも非常に重要なんですけど、今、経産省ですとかNEDOで開発されているものというのは、冷媒の転換ですね。新しいものを開発して、空調設備に転換していくという、そういった動きで進めているところです。ですので、これの動向によっては、省エネ性能の性能分野の観点で未知なところもあるということもありますので、そういった周辺動向みたいなものも省庁連携して確認していただいて、その辺りは今後柔軟な対応というのが求められるのではないかなと思いました。

あとは、もうこれは先生方、重複されておりましたけど、データの収集と、ここに書かれていた、12ページにもあったんですけど、中間とりまとめですかね。設計者と施工者のライフサイクルの思考でという言葉があったんですが、要するに行動変容みたいなことだと思うんですけど、結局、データを集めて、それを早期に公表するということが重要だと思いますので、この点は頑張って取り組んでいただかないといけないかなと思いました。その点で、国のほうで率先して優良事例を公表していくというのがありましたけど、私、政府実行計画のほうの観察といいますか、そちらの資料等々見ておまして、委員でもあるんですが、やはり府省庁と地方の支部局とでも省エネの取組でちょっと差があるというか、そういったところも見受けられたりとかというのもありますので、国交省主導でやられると思いますが、そこら辺もしっかりしていただいて、情報提供していただけるといいのかなと思いました。

もう一点は後半の部分ですね。省エネの点ですけど、うちの事務所で、モデルケースですけど、多くの計算をいろいろしているという観点で1つ申し上げると、我々、住宅を結構計算しておまして、設備機器の組合せは色々あるとは思いますが、現状予定されているZEHの水準までは、想定される範囲で達成可能ではないかと思っています。ただ、さらに誘導の水準、トップランナーが多分そこから先行してくると思いますけど、その上となると、やはり建て方、ここでは戸建てと集合と呼んで、集合のほうで申し上げますと、若干、今の状況ではなかなか厳しいと。戸建て同様の高効率設備を導入したとしても、戸建てと同じ水準にBEIが下がるかという、そういうふうな形で見られていないということもありますので、計算上ではそうなんですけど、実際には専有面積であったり設備機器の大きさであったり、要するに戸建て中心に設備機器が先行して開発されたというのもあると思うんですけど、そういった点もありますので、2030年以降どうやって引き上げていくかという、実態をまずよく見ていただくということと、あと長寿命建築であるということも観点を加えていただくと、今回、ホールライフという観点もありますけど、総合的に見てどういうふうな形で引き上げていくかみたいなのも議論の一つの方向性ではないかなと思ひまして、コメントさせていただきました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

事務局のほうから何かございますか。

【事務局】 ありがとうございます。

〇〇委員からいただきましたように、今回、L C Aについては、説明とか届出ということ
を前提として、しっかりと設計者あるいは関係者の教育、育成というのがないと絵に描いた
餅になるんじゃないかというのは、私どももそのように思っていますので、その辺りについ
てはサポートしていくように気を付けたいと思っています。

それから、〇〇委員からいただきましたけれども、省エネについても同様にやはり設計
者・施工者の技術の向上というのが重要ですし、今回、省エネ基準適合については何とか義
務化されましたが、それをさらに引き上げる、特に住宅についてはZ E H水準ということで
多数の住宅供給事業者、工務店の方々が関わってきますので、そういった体制整備につい
ては引き続き2030年に向けてしっかりとやっていきたいと思っています。

〇〇委員からも幾つかいただきましたけれども、おっしゃるように、建て主のマインドを
変えるといった話、〇〇委員からもありましたけれども、テナントを含めて、建築物の所有
者とか、あるいは利用者というのも重要なステークホルダーだと思っていますし、その意
識が変わることで、ライフサイクルカーボンも省エネも進んでいくという面がありますの
で、その点の普及啓発も頑張っていきたいと思っています。

それから、データの公表についても、やはりデータを公表されると、それを見て、自分が
相対的にどういう位置にいるのかといったことが分かるという面もありますので、ある意
味促進策にもなるのかなと思っていますので、省エネ同様、L C Aについてもしっかりとそ
ういったことを行っていきたいと思っています。

周辺動向につきましても、今回、C O₂、脱炭素ということで対象が広がりますので、今
の省エネ以上に関係する分野や省庁が多くなりますので、しっかりと連携をして進めてい
きたいと思っています。

それから、20ページのロードマップのK P Iのところの件数については、今の段階、ど
ういう面積区分で何件ということよりかは、一旦ざっくりと実績件数ということで書いて
いましたので、2,000㎡を超えるのか、2,000㎡未満なのかということは一旦考えず
に、全体の件数をとにかく多くしていくという趣旨でK P Iと書いてございます。

あと、省エネのところについては、おっしゃるように、もともとW E Bプログラム自体が
B E I=1.0前後を判定するための判定ツールとして開発されたという背景もございまし
て、性能が上がってくるとなかなか難しい面も出てくるというのは確かにありますので、そ
の辺り、今の現行の省エネなりW E Bプログラムについても何ができるかということは引
き続き考えていきたいと思っています。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、第3グループですかね。続きまして、〇〇様、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の順でお願いをいたします。まずは〇〇様、お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 日本建築家協会から来たオブザーバーの〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

私はLCAの件についてちょっとお尋ねしたいことが幾つかありまして、31ページの資料、建築物のLCCO₂の評価実施のところで、実は私どももこの脱炭素建築とかエンボディドカーボンのことを研究しているメンバーなんですけれども、基本計画、企画段階の実は判断が脱炭素には非常に重要になってくるということがあって、それをどういうふうに評価していくのかというのを国としてどう進めていくのかということについてまず1点聞きたいんです。これは、今、日本は少子高齢化でストックが多くなっているストック社会と言われていて、これは住宅、非住宅にかかわらず多くあるわけなんですけれども、実は私ども、そういうものを活用したいというクライアントの方たち、いろいろな方たちと意見交換をしているんですが、法的な障害でできないことが多々ありまして、耐震の問題とかいろいろな問題があって、法的にもう少し緩くしてもらえば、これ活用ができるんだけれどもというのがあるので、その辺の考え方として、ストックの活用がしやすくなると、もちろんエンボディドカーボンというのは半減するわけです。躯体量というのは約50%あると言われていますので、フル装備で最新の設備にして断熱化を図っても、躯体が残れば50%の削減だということで、これは国内、海外ともすばらしい建築がそうやってストック再生でできていますので、その辺の考え方についてちょっとお伺いしたいと思っています。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇専門委員からお願いします。

【〇〇専門委員】 〇〇でございます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。私からは2点です。

まずは、今回、ライフサイクルカーボンの削減に向けた取組を関係省庁連絡会議によって議論していただいていること、今後のLCCO₂促進に向けて体制が構築されロードマップが共有されていること理解いたしました。その基本構想を取りまとめていただいたものとして、15ページでしょうか、御紹介ありました。そちらの留意事項のところの「国際的

な標準を意識」ということが非常に私も大事だと思いました。国際的な標準を意識することは、グローバルに展開する投資家の動きに鑑みた場合の有価証券報告書にとっても極めて重要ですし、今後、我が国の建設業、建設産業の国際展開という意味でも非常に重要だと思います。もちろん我が国の特有の状況に鑑みながらということではありますけれども、この国際的な標準ということにはぜひ意識していただきたいと思いました。

2点目ですけれども、新築の建築の省エネ性能の一層の向上とともに、既存の建築物の省エネ性能の取組も御報告ありました。そのうち、特に非住宅建築物のうちの事務所建築以外については、多分に多様な機能もしくは形態ということがあるんでしょうか。なかなか推進が進んでいないというような実情があると私は理解いたしました。こうした状況に対して、公共建築というのは、学校や病院、文化教育施設と非常に多岐にわたっておりまして、こういう建築物を管理する、地方自治体を含む、もちろん国の行政が先行して、既存の非住宅建築物のうち特に事務所建築以外の建築の省エネに取り組む状況をつくる、そしてそこで得られた知見を広く社会と共有していくという進め方もあると思いました。

2点、以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇専門委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 よろしくお願いいたします。私は、〇〇さんからも意見が出ていましたし、先ほど〇〇先生からお話がありましたけれども、いわゆる未評価技術という、現段階でWEBプログラムで評価できない技術、これをどうするかということについて御意見を申し上げたいと思います。これは、なぜ現状で評価ができていないかという最大の理由は、この評価法の開発に取り組んできた立場からしますと、それぞれの技術の標準化、定義、あるいは、言葉を換えると、その技術だと認めるためにどういう要件をクリアする必要があるか、これがドキュメント化されていないということが最大の理由でございます。例えばCO₂濃度による外気量制御というのがリストの一番上に挙がっていますが、CO₂濃度計がついていればいいかという、そうではないんです。それだけでは駄目です。送風機にインバーターがついていればいいかという、それだけでも駄目です。もっと効果を担保するために必要な要件というものがございまして、これを標準化する必要があると思います。一方で、これを空気調和・衛生工学会さんだけに負わせるというのは、私は非常に酷なことではないかと思います。設備業界は今、大変忙しい状況にありまして、これ、ボランティアベースでこういう標準化を行うということは非常に厳しいというように思いますので、こ

の辺は何らかのサポートが必要ではないかなというように考えております。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

続きまして、それでは、〇〇専門委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 建築士事務所協会、〇〇でございます。私、建築士事務所協会は業務を行っている団体ですので、今回、2つの議題のうちですごく関心があるような、2030年ZEB・ZEHの基準引上げというのでちょっとお話しさせていただきます。

この間、やっとやるようになったら、5年後にというので、大変だねというお話なんですけれども、何とかスムーズな滑り出しでみんなやっています。ただ、ちょっと見ていて思うんですけれども、数字合わせみたいになっちゃっているようなところも多い気がするんです。本当にいい建物になっているというのと、それはクリアしなくてはいけないので、取りあえずクリアさせるために数字合わせだけという、置いてきぼりになっちゃってるのがちょっとあるかなというのと、そこら辺をそうならないようにしつつ、2030年には基準引上げできるといいなというのと、あと今ちょっと心配しているのが、多分4月に皆さん出されて、そろそろ小さいものが完了検査かなと。小さいものでしたら、それほど設備機器も変わらないので、完了検査も、ちゃんとやっていけばスムーズに通ると思うんです。ただ、ちょっと大きいものになって、1年2年かかると、製品変わってしまいますので、結構みんな、計画変更になるのか、軽微変更になるのか分かりませんが、ほとんどの製品を、こうですよというのを出すようになるのではないかとみんな宣戦布告をしております。その辺りが気になるというのと、ですので、次つくる場合に、完了検査の感じもどうかというのをちょっと追いかけていただいて、そこら辺もよくなるような感じで次の段階に上がれるようになると思います。業務団体は、これやるぞと言えば、一生懸命研修会受けてやりますので、ですね。やるということはお金も、費用もかかりますので、この専門のやる人だけに公表するのではなく、一般の人にも、国はこういうことをやろうとしています、だから費用もかかりますよ、お金もかかりますよというのを言っただけかというか、そうすると仕事ですごくやりやすくなるかなと思います。ちょっと完了検査がどうなるかが、これからのことなので、気になっております。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、また事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

〇〇様からいただきましたが、L C Aについてはおっしゃるように、基本の構想とか基本計画の段階から考えるということは我々としても重要だと思っています。今回、資料の36ページにも付けていますが、なるべく早い段階でまずライフサイクルカーボンを考えてというほうが、おっしゃるような、既存のものを活用するとか、あるいは構造種別を検討するという、最初の段階から工夫をすることができますので、非常に重要だと思っています。ただ、難しいのが、その段階でなかなか精緻な計算ができないという点がトレードオフになってしまうので、ある程度そういった基本の計画とか構想の段階で、ライフサイクルについての工夫を検討するに当たっての算定の仕方とか、そういったものを含めて算定ルールというのをしっかり考えていきたいと思っています。

それから、既存の活用にあたっての様々な規制上の障害については、これも建築物省エネ法というよりは、建築基準法とかそういった話なのかなと思いましたけれども、今、別途並行して、建築分科会、あるいは建築基準制度部会のほうでは、そういった既存の課題を含めて中長期のビジョンというのを議論していますので、そういった議論の中で既存活用については引き続き検討していくのかなと思っています。

〇〇委員からありましたL C Aの国際的な標準ということについては、これは本当におっしゃるとおりだと思ってしまして、今回、中間とりまとめ案の中でも、制度の構築にあたって、全般的に国際的な標準というのを見ていかないといけないということも打ち出していますので、引き続きそこはよく見ながらやっていきたいと思っております。

〇〇委員からの評価技術のサポートの話については、しっかりと受け止めてまいりたいと思っております。

〇〇委員からありました、現状、4月施工分についての完了検査が上がってきているという中で、おっしゃるように、軽微変更の処理とか、あるいは完了検査でどこまで見ていくのかといったところで、検査は検査の課題があると思っていますので、その検査の実態のフォローとか、それをしっかり分析して、次の2030年に向けて活かしていくということをやっていきなと思っています。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、第4グループでございます。〇〇委員、〇〇委員、それから〇〇委員、〇〇委員の順番でお願いをしたいと思います。まず、〇〇専門委員からお願いをいた

します。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。北海道の〇〇です。(1)(2)それぞれに関して、少しテクニカルな観点でのコメントをさせていただきたいと思います。

まず、(1)に関してですが、非常に重要なツールになってくるので、しっかりとしたシステム構築をするためにも、あえて気になる点を述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、資料のあちらこちらで書かれています原単位の整備に関してですが、非常に大事なところだと思います。このデータ構築に様々御苦勞されていると思いますが、様々製品が特定されていくというのは、実際の設計プロセスの中では実施設計のフェーズであって、その段階で、いわゆるデフォルト値というものを採用するか、そもそもそれに満足できるかという、恐らく個社製品に付与される原単位を使いたくなるだろうと思います。その際に、特に地域生産性に優れた建築物や材料の原単位というのはなかなか難しいと思います。そういう場合に、いろいろな資料にもございますけど、個々の製品の原単位が第三者認証を得たものであれば問題ないと思いますが、例えば自己適合宣言、今の省エネ基準はかなりそれに委ねる部分がございますけど、そうなった場合に、この分野というのはまだ発展途上にあるために、万が一この適合宣言時に不適切な考え方に基づいて宣言値が付与されてしまうと、その結果、評価されたものというのがかなり危うい状態になる。特に一度宣言されると、いつの間にか既得権みたいなものが発生して、将来ともずっと使用される場合があって、そういった評価方法の危うさみたいなものを考えると、デフォルト値構築やシステム構築にまだかなり時間がかかるということであれば、自己適合宣言による原単位の扱いということに関しては慎重になるべきじゃないかと感じております。

次に、そのような考え方に基づくということになると、実施設計の段階で使うというよりは、基本設計や基本計画の段階で主に評価するということを当面のターゲットにしてはどうかと思ったりします。

それと、運用エネルギー、すなわちオペレーショナルカーボンというものをどう考えるかというと、これも非常に将来に向けては重要だと思いますが、省エネ基準もまだ未評価技術など発展途上なところがありますから、そこを原単位を整備しながらやっていくというのはかなり難しい課題と考えると、当面、様々な、省エネ基準への適合義務化というものこの4月から住宅においては本格的になっている状況もございますので、当面、オペレーショナルカーボンに関してはあまり精緻な評価をしないでスタートしてもいいんじゃないかなという気もいたします。いずれにしても、原案にあるように、大規模あるいは官庁施設などで

先行運用しながらいろいろな整備、構築をしていけばいいのではないかとというのが（１）に関する私のコメントです。

それともう一つ、（２）に関してでございますが、住宅分野の省エネ基準関係に関わってきた立場から、ちょっと欠けている点をあえてテクニカルな面から御説明させていただきます。それは外皮基準に関する夏期対応の件でございます。外皮基準そのものというのは、いわゆる断熱性能（ UA 値）が今や非常に一般的な指標となっています。そのワンランクアップというのはもちろん重要なことだと思いますが、問題は、等級５・６・７の設定の際にも実はいろいろ議論した、夏の問題に対する ηAC をどうするかという点でございます。この部分に関しては、等級５・６・７は現在等級４と同じ値に据え置かれた状態になっています。この据え置いた理由というのは様々あるわけですが、やはり指標としての難しさというものがあります。必ずしも、それ以下になれば省エネが向上するというわけでもない。いわゆる冬期日射量が低下し、暖房エネルギーが増えてしまうという問題があるので、最適な範囲があるという中で、この ηAC というものが非常に扱いが難しい。さらに言えば、躯体も含む日射熱透過量になっているものですから、主にこれから重要なのは開口部に対する日射遮蔽であって、そのときに開口部の様々な最適設計において ηAC というのが感度がちょっと低いという問題があるなどの理由から据置きになったということがあります。ただ一方で、夏の話というのがかなりこれから重要になってまいりますので、外皮性能の引上げという検討過程の中で、この夏の問題をどう考えるかというところはしっかりと議論していく、検討していく必要があると思います。

それに併せてもう一点ですけど、沖縄（８地域）において、これは様々な理由から等級４と等級５の ηAC 基準が同じ値になっています。引上げといったときに、この８地域はどうあるべきか、地域特性や気候特性をいろいろ考えながら、適正な引上げのレベルというのを改めて僕は考える時期に来ていると思っています。

ちょっと長くなってしまいましたけど、以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

続きまして、〇〇専門委員からお願いをいたします。

【〇〇専門委員】 不動産協会の〇〇でございます。発言の機会をいただき、どうもありがとうございます。まず最初に、建築物 LCA 制度の中間とりまとめ案について３点ほど意見を言わせていただきたいと思います。その後、省エネ性能の一層の向上について意見を言わせていただきたいと思います。

まず、LCA制度の中間とりまとめ案についてですが、14ページの11行目に記載されている、「設計者は、設計時にLCCO₂ 評価を行うことにより最適な設計を検討する」という記述がございますけれども、「アップフロントカーボンとオペレーショナルカーボン」、トレードオフの関係にあるようなものについて、どういうふうにバランスを取って設計するのか、この辺がちょっと明確でないかなと考えております。それと、「LCCO₂ と安全・安心」といった、こちらもトレードオフの関係にあると思いますけれども、こういうことに対してどういうバランスを取って削減していくのかということの整理が必要になるのではないかと思います。例えばLCCO₂ と安全・安心といったところでいけば、安全性を高めるために躯体量を増やして耐震性能を上げるというような建物もあるかと思いますが、当然CO₂ はアップフロントの部分で増えるという現象になるのではないかなと思います。よって、これらトレードオフの関係にあるものについて、設計者や、施工者・建築主等の理解を進めるためにも、一品物である建築物の体系化した削減手法の整理が必要と考えています。

次に、17ページ29行目に記載されている、「着工前段階でのLCCO₂ の評価の実施を求める」と記載されていますが、着工前は建築確認申請の時期と重なり事務作業が非常に煩雑になるという時期ですので、例えば着工後数日間の猶予をもうける等の検討も是非していただきたいと思います。

次に、省エネ性能の一層の向上についてですが、これを実現させるためには、当協会といたしましては次の3点が必要であると考えています。1つ目は、「未評価技術を含む新技術の早期評価反映及び評価方法の抜本的な見直し」、次に、「中高層建物向け省エネ建材や技術の汎用化、低コスト化」、次に、「環境に配慮した不動産が経済合理性に基づき評価、選択される市場への整備、機運醸成の加速」等が必要になるのではないかなと思います。その中で特に、資料2にも記載されているように、1点目である未評価技術についてですが、効果はあるということは明確になっているので、確たる実証の結果としての性能ではなく、多少安全側の数値を使ってでも早期に反映するような、そういう評価方法もあってもいいのではないかと考えています。その結果、事業者としても導入検討がしやすくなり、技術の汎用化に寄与できると考えております。

あと、本日追加されている資料4の〇〇専門委員の御意見について、当不動産協会でも、飲食店舗やホテル等、給湯設備を有した用途や大規模向けの熱源となっている建築物についてはBEIの達成が難しいと認識していることを補足させていただきたいと思います。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、〇〇専門委員からお願いいたします。

【〇〇専門委員】 全建総連の〇〇と申します。2030年目標達成に向けた設計者・施工者への支援策について発言させていただければと思います。

本年4月の省エネ性能義務化に向けて、断熱施工実技研修会、関係団体の協力も受けまして実施してまいりました。受講した工務店さん、大工さんからは大きな評価を受けたところであります。2030年目標の達成に向けて、ZEH水準の住宅が46%にとどまっている実態を踏まえて、引き続き設計者・施工者へのボトムアップ的な支援策を具体化していく必要もあると考えております。それらを検討する上でも、本年4月からの省エネ基準適合義務化への対応状況を把握していくことも大切ではないかと思います。例えば工務店が省エネ適判ルートを選択しているのか、仕様基準ルートを選択しているのか、審査側の対応ですとか課題、地域差など、法の施行状況をリアルに見て、今後の支援策を検討していくことが大切になると思います。

最後になりますが、ZEH基準を上回る住宅建築への支援策を拡充していくことが必要だと思います。今年度もGX志向型住宅に対する補助事業の予算が早々と消化されてしまって、工務店がより高いレベルにチャレンジすることを断念せざるを得ない状況もあったと聞いております。こうしたチャレンジしていくための予算、これの確保について、ぜひ関係省庁とも連携していただいて取り組んでいっていただきたいということを要望させていただきます。

私からは以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

では、続きまして、〇〇専門委員ですね。お願いいたします。

【〇〇専門委員】 住団連の住宅性能向上委員会、〇〇でございます。

まず、LCAに関しては、住宅だからといって避けられない内容ですので、当然進めていかなければいけないと思っています。とはいえ、我々事業者側は理解しているものの、やはり住宅は個人資産ですので、住宅の購入者や賃貸住宅のオーナーはまだまだ認識されていない状況です。そういった意味では、住宅分野への導入は社会的な認知度や制度の運用体制をしっかりと整えた上で、段階的に進めていただきたいと考えています。また、説明制度や届出制度が運用され始める際には、住宅供給事業者の規模はさまざまであるため、誰もが取り

組みやすいような簡易な算定ツールなどの支援策を整えていただければと思います。さらに、規格型住宅を供給している事業者も存在するため、こうした生産モデルの評価とのリンクについても検討いただき、各事業者の状況に応じた柔軟な対応をお願いします。一方で、有価証券報告書におけるスコープ3の開示が求められる規模の事業者も存在することから、原単位データについては可能な限り早期に開示いただけると、非常に助かります。

次に、住宅の省エネ性能の一層の向上、2030年ZEHの目標達成に向けての話になります。今年4月に施行された省エネ基準の適合義務化は何とかソフトランディングできてはおりますが、やはり事前の準備が重要だと感じました。そうした意味では、市場への影響が大きい大手事業者が誘導的、優先的に取り組み、他の事業者を牽引する形で普及を進めていくことが、非常に大事だと考えております。一方で、断熱等級が等級4から等級5へと引き上げられることで、新たな技術開発や構造・工法の見直しが必要になる可能性もあり、これらの要素が住宅価格に反映されてきます。こうした背景から、消費者つまり建て主に対して、分かりやすく情報発信して、メリットを伝えていく啓発活動が必要です。断熱性能やCO2削減だけではなく、健康や快適性といったユーザーメリットを明確に示して、一緒に訴えかけていくことができれば、より理解が進んで、取り組みやすくなるのではないかと考えています。

以上でございます。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、以上に対しまして、事務局のほうからお願いをいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

〇〇委員から御指摘いただきましたけれども、まずLCAについては、省エネでいうところの自己適合宣言のような難しさがあるということでしたが、今回、参考資料3のシリーズで、中間とりまとめ案の本文や参考資料を付けていますが、参考資料3-3の10ページの辺りに書いているのですが、確かに当面は第三者レビューがないようなCFPも含めて原単位については対応していくのかなと思っていますが、将来的には、10ページで点線で表現していますけれども、第三者レビューがないようなCFPの扱いについては、将来の状況を踏まえて判断するとしています。なかなか最初のハードルを上げ過ぎると進まない一方で、レビューがないものでもいいとしてしまうことで、おっしゃるように、レビューがあるものに流れていかないというようなジレンマは確かにありますので、例えば最初の段階で少し区別するとか、いろいろとやり方はあると思いますので、制度がスタートする今の段階

から将来のこともしっかり視野に入れて、必要な措置というのを考えていきたいと僕らも思っていますので、よろしくお願いいたします。

あと、省エネの部分の η の話については、ぜひ先生の御知見もいただきながら、今後、必要な取組を考えていきたいと思っています。

それから、不動協の〇〇委員から幾つかございましたけれども、LCAについては、トレードオフの話は確かにありまして、今回、ライフサイクルカーボンで、と言い続けているのは、アップフロントだけとかオペレーショナルだけとかそういったことではなくて、やはり全体で考えていくということが、エンボディドとオペレーショナルとのトレードオフ、あるいはアップフロントとオペレーショナルとのトレードオフというのをしっかり考えるということにつながりますので、ライフサイクル全体でということが重要なかなと思っています。

それから、環境性能以外の建物に求められる様々な性能とのトレードオフという御指摘もそのとおりだと思っていますので、そういったことをしっかり考えてできるというのは、これはやはり設計者じゃないと難しいと思っていますので、だからこそ着工前の設計の段階で説明や届出をしていただくということが重要なかなと考えております。ただ、その際、おっしゃっていただいたように、届出や説明のときの書類や事務的な手間については、しっかり実際の負担などを考慮して現実的な仕組みにしていくことが必要なかなと思っています。

それから、省エネについても4点ほどいただいたかと思っています。未評価技術のところについては、効果が明確かどうかということは、そもそもその効果をどう捉えるかということもありますので、難しい面もあると思いますので、未評価技術をどう扱っていくかということ自体について、次回あるいはその次の部会もありますので、提案していきたいと思っています。

建材コストの話は、これは経済産業省ともしっかり連携しながら、建材の省エネ性能の向上について取り組んでまいりたいということだと思っています。

それから、市場の中でしっかりと省エネ性能が高いものが評価される環境ということについては、まさに不動協さんの会員の方々ともしっかり連携しながら機運醸成を図ってきたいと思っています。

それから、〇〇委員からいただきましたけれども、引き続きの設計、施工に携わる方々のボトムアップということは重要だと思っています。

それから、施行状況の把握、分析についてもしっかりやっていきたいと思っています。

〇〇委員からいただきましたが、LCAについては、おっしゃるように、住宅は今の中間とりまとめ案ですと、今回は届出や説明といった、ある種規制的なものの対象ではなくて、表示制度ですとか、そういった誘導策によってまずは広めていくというのが重要ではないかとなっておりますので、そういった表示制度の活用や、あるいはツールの開発というのもおっしゃるように重要ですので、産官学連携で取り組んでいきたいと思っています。

省エネについてもご指摘いただきましたけれども、おっしゃるように、やはり市場に一定のインパクトを与える大手の住宅供給事業者の方々がリードしていくというのは非常に重要だと思っていますので、そこを制度的にどう支えていくかということはしっかり考えていきたいと思っています。

健康とか省エネのコベネフィットについてのアピールというのもしっかりやっていきたいと思っています。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、最後のグループになります。〇〇委員は入られているのかな。入られているんですね。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の順で行きたいと思います。まず、〇〇専門委員からお願いをいたします。

【〇〇専門委員】 建築物の表示制度について一言述べさせていただきたいと思います。今ここに示されているように、建築省エネ性能の一層の向上のために段階的引上げの措置を講じていて、さらにこの後向上させていくということでありますが、この表示制度というのは一般ユーザーには、販売、賃貸のときの最終ユーザーにとってのよい手がかりになると思います。これを浸透させていくことが重要だと思います。性能の表示ラベルのデザインや内容が分かりにくい場合は、一般的なラベルについてですけれども、チョイスを拒否、忌避されるようなこともあると伺っております。ですので、なるべくユーザーが分かりやすい、行動につなげやすいということをデザイン上、見えやすくしていくということが重要かと思います。先ほどあったように、どんどん引き上げていくという状況になりますので、今後、よい建物ができてきたときに、それらが区別され、さらに選ばれていくような、今後の変化を見据えてラベルを作っていただきたいと思います。認知度が向上することが重要かと思うんですけれども、ラベルを長く継続してデザイン化していくことで認知がどんどん広まっていくという側面があるかと思いますので、今いろいろな性能を表示することでいろいろ

るな情報が入っておりますけれども、少し段階的な引上げを見据えたデザイン化が必要かなと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、〇〇専門委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 建築士会連合会の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。私のほうからはちょっとざっくり3つほどお話ししたいと思います。

まず1つは、ライフサイクルカーボン削減という話と、それから省エネ性能の向上、つまりオペレーショナルをさらに減らすといった話ですが、ライフサイクルカーボン全体を減らすという意味ではアップフロントとオペレーショナルは両輪です。今回、LCCO₂に関しては2028年までに5,000平米義務化、2,000平米が説明義務、その先は順次という内容になっていきますけれども、省エネ性能をZEB、ZEHまで上げようとしている小規模建築物は、オペレーショナルのみに特化してCO₂を減らすというような状況になるのではないかと懸念しています。例えばEUは2080年に決めて、また30年に全範囲に広げると、先をきちっと示しているわけです。ですから、スケジュールの作成段階で、現実には言えないとしても、そうやって減らしていくということを示してほしいと思います。

さらに、省エネの性能を上げていくということでトレードオフの話が出ていますが、LCCO₂が増えるという可能性もあるわけです。ですから、両方のバランスが取れるようにぜひ進めていただきたいと思います。

技術的な開発が遅れているパッシブな技術、大規模に限らず小規模な技術についても進められるようにサポートしていただきたいと思います。

我々も設計の立場なので、〇〇オブザーバーがおっしゃっていたように、既存ストックをどう活用するかということは、CO₂削減の点で大変重要です。例えば海外の事例の36ページにあるように、やはり建てないのが一番削減となる、小さく建てるのが次に良いとすれば、改築に対しての評価ということも当然考えていいのではないかと思います。

公共施設は特にこの辺は頑張してほしいところです。私も最近プロポーザルの選定に関わったとき、要項の中にライフサイクルコストが採点項目として入っていました。今後はLCCO₂が評価に入りますが、制度の整備前でも、公共施設に関しては、率先して評価をするようにと、国のほうから言っていただきたいと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございました。

それでは、最後になります。〇〇委員からお願いをいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。〇〇です。

今日お話を聞いた限りでは、具体的にいろいろ予定されている政策については、納得ができて、非常に分かりやすい内容だと思いました。それで、例えば建築物の省エネ法に基づいて、2030年までにやるというような具体的な施策については非常に分かりやすい気がいたしました。他方で、2050年とかというような形で非常にスパンが広いところの事柄について語っている部分については、政策根拠として、いろいろな実行計画だとか複数の閣議決定などがたくさん出てきていて、重要性は分かるんですけど、政策の説明として何かちょっと落ち着かない感じがして、長期的にそういう説明の仕方でいいんだろうかというようなことは思いました。他方で、今、貴省で議論している、2050年を目指して住生活の基本法だとか住生活の基本計画というものがあって、その中でも一つの重要項目として、こういうライフサイクルカーボン制をはじめとする事柄が入っているので、できたら説明の仕方として、一例ですけれども、住生活基本計画とかにきちっと位置づけられた施策を行っていますとか、それに基づいた政策ですというような形で整理されたほうが対外的に理解がしやすいのではないかというような気がいたしました次第です。そこら辺の整理をどのような形でやっていくのかというようなところについて、もう少し見通しがよくなるとういかなという気がいたしました。

それで、この分野を拝見していて思うのは、どんどん革新を進めて、新しい基準を見い出して、それを社会に展開していくというようなところがあって、そうだとすると、これを規制だとか義務だとかというようなことでやっていくのにはやはり限界があるので、今日もお話があったような形で、誘導というような形で、認定を使って、より高い水準にいざなっていくなど、そういう手法を活用していくというのは分かったんです。けれども、そういう規制と誘導のほかに、この分野で非常に特徴的だなと思うのは、優れた事業主とか主体が自主的に高い水準のことをされていて、そういう一種の自主規制というか、自主的な取組に対して行政が支援をしていく、そういう優れた先導者に対しての支援を行う類いの政策がいろいろなところで見受けられる気がいたします。自己制御だとか自主評価という観点から、支援にかかる上記政策手段をまとめて説明すると、ほかのところにはない独自性を示すことができているのかなと思いました。

以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、以上の御意見、御質問について、事務局からお願いをいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

〇〇委員からいただきましたが、ラベルや表示においては、分かりやすさ、ユーザーの受け止め方というのも留意していくことは重大だと僕らも思っています。

〇〇委員からいただきましたけれども、ライフサイクルカーボンについて、今回、届出や説明の対象としていないような規模の小さいものや住宅に関するご指摘でしたが、今まだ何ら制度が始まっていない中で、全てについてこういうステップでやっていくということを経営的になかなか示せないという状況でございますので、一旦、制度が開始してから3年以内を目途に改めて検討する中で、制度の施行状況、特に表示制度は、あらゆる規模、用途を対象に表示ができるような第三者評価・表示制度をイメージしていますが、その使われ方ですとか、そういったことも踏まえながら考えていくものなのかなと思ってございます。

それから、トレードオフについては、オペレーショナルとエンボディド、両方しっかりバランスを取ったようなものをしていくということが重要だと思っています。

公共施設の関係については、官庁営繕部や環境省ともしっかり連携しながら、率先した取組を促してまいりたいと思ってございます。

〇〇委員からございましたが、おそらく様々な閣議決定文書ですとか、あと住生活基本計画とか、周辺でいろいろある中で、さらに大上段に位置するような見通しですとか計画というのが必要ではないか、といったご指摘だと思いました。まさに住宅行政については住生活基本計画というのがもともとあって、それに基づいて様々な施策を講じてきた中で、建築行政についてはどうかという課題意識がございますので、そういった文脈で今回、建築分科会や建築基準制度部会のほうでは中長期ビジョンというのを検討していますので、そことの連動、関係についてももしっかり考えてまいりたいと思ってございます。

また、頑張っている方を積極的に支援するような仕組みについても、これはLCAと省エネの両方だと思っていますけれども、ライフサイクルカーボンについては今回、頑張っている優良な事業者の方を表彰したり、登録して公表するような、そういう仕組みというのはあっても良いという議論を制度検討会の中で行っていましたので、そういったものも含めて、自主的に頑張っている方をバックアップするような施策というのは考えていきたいと思っています。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。全員の方から御意見をいただいたということで、奇跡的にほぼ時間どおりぐらいになりました。皆様の御協力、どうもありがとうございました。これで大体皆さんから御意見いただいたと思うんですけど、もし、もし言い足りないというのがあったら、1件ぐらいただたらいけますけど、よろしいですか。これやるとまた危なくなっちゃうんだけど、よろしゅうございますでしょうか。もし追加があれば、事務局のほうに後ほどメール等で御連絡いただくというふうにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ということで、これで一応私のお役は今日は御免ということになりますので、事務局のほうにお戻ししたいと思います。どうもありがとうございました。

【事務局】 部会長、どうもありがとうございました。御出席の委員の皆様方にも、大変貴重な御意見をいただきまして、感謝、御礼を申し上げます。

本日の議事録につきましては、追って委員の皆様にご確認をいただくために御連絡をさせていただこうと考えてございます。

次回、これは既に御連絡させていただいておりますが、10月の16日、建築分科会及び建築基準制度部会との合同開催を予定してございます。

以上をもちまして、第26回建築環境部会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —